

監 査 報 告 書

令和6年5月15日

学校法人 産業能率大学
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 産業能率大学

監事 津川 哲郎 ㊟

監事 前原 浩郎 ㊟

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人産業能率大学寄附行為第7条の規定に基づき、学校法人産業能率大学の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務運営（教学に関する業務を含む。）、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査しました。

私たちは、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類を閲覧するとともに、会計監査人と意見を交換し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録）について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

私たちは、監査の結果、学校法人産業能率大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類は、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務運営（教学に関する業務を含む。）、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上